グループ通算の達人（令和04年度版 以降）

fromTACTiCS財務23（減価償却） 運用ガイド

この度は、「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」をご利用いただき誠にありがとうございます。
「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」は、全国税理士データ通信協同組合連合会の「TACTiCS財務」の会計データを「グループ通算の達人［個社処理用］」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」のインストール手順や操作手順について説明しています。

目次

1.対応製品 3

2.動作環境 4

3.インストール方法 5

1.「達人Cube」からアップデートする場合 5
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合 9

4.運用方法 11

1.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を同一コンピュータにインストールしている場合 11
2.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を別のコンピュータにインストールしている場合 12

5.操作方法 13

1.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を同一コンピュータにインストールしている場合 13
2.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を別のコンピュータにインストールしている場合 18

6.連動対象項目 26

「TACTiCS財務」から連動するデータ（連動元） 26
「グループ通算の達人［個社処理用］」に連動するデータ（連動先） 27
別表十六（一） 28
別表十六（二） 29
別表十六（四） 30
別表十六（六） 31
別表十六（七） 32
別表十六（八） 33

7.アンインストール方法 34

8.著作権・免責等に関する注意事項 35

1.対応製品

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」に対応するNTTデータの対応製品及び全国税理士データ通信協同組合連合会の対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	グループ通算の達人（令和04年度版）[個社処理用] Professional Edition
全国税理士データ通信協同組合連合会	TACTiCS財務２３

注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」に必要な動作環境は「１.対応製品」(P.3）に記載の全国税理士データ通信協同組合連合会の［対応製品］と同様です。

注意

- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」のインストールやプログラムの起動を行うには、「１.対応製品」(P.3）に記載の全国税理士データ通信協同組合連合会の［対応製品］をインストールしている必要があります。
- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」の起動中に、「TACTiCS財務」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。

［アップデート］画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。

［オプション］画面が表示されます。

3. [更新情報]タブ－[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

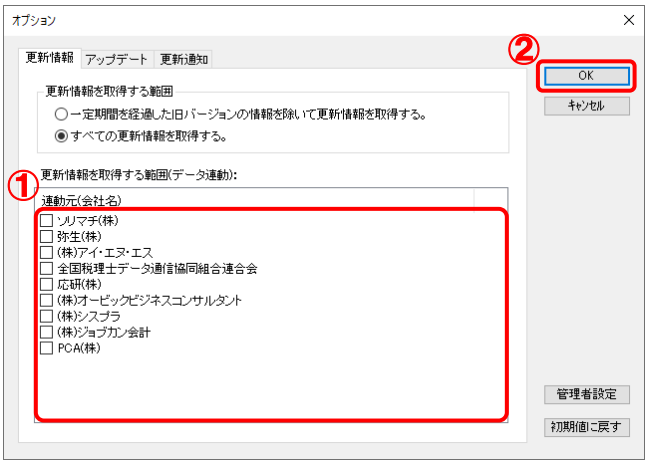

［アップデート］画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。

［データ連動］画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。

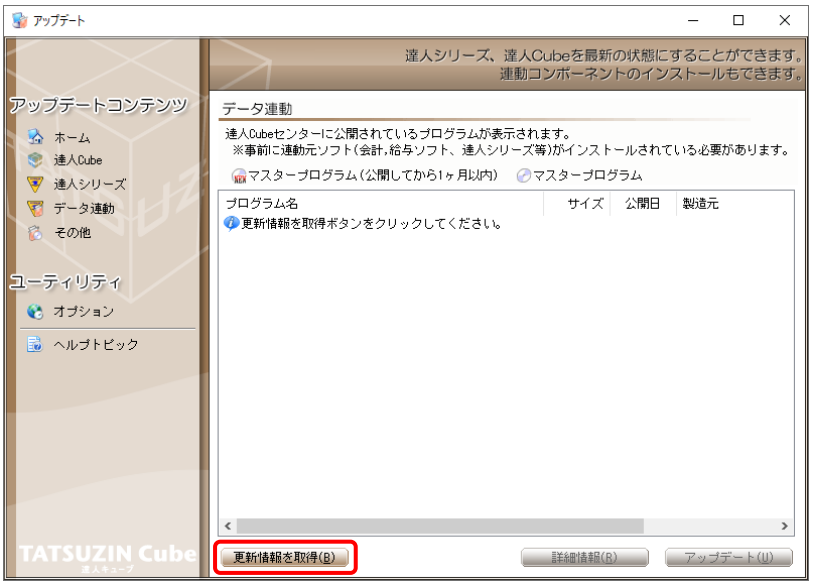

連動コンポーネントが表示されます。

6. **該当の連動コンポーネントをクリックして選択し（①）、［アップデート］ボタンをクリックします（②）。**

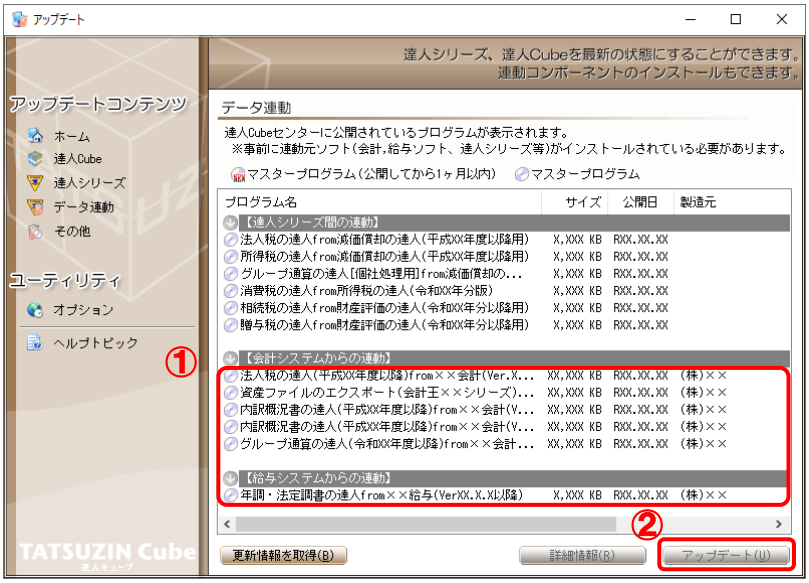

［ユーザーアカウント制御］画面が表示されます。

7. **［はい］ボタンをクリックします。**

［セットアップ］画面が表示されます。

8. **［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール先の指定］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［参照］ボタンをクリックします。

9. **インストール先のフォルダを指定し、［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール準備完了］画面が表示されます。

10. **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

11. **［セットアップウィザードの完了］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. **「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。**

2. **該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカー覧画面が表示されます。

3. **該当の連動会計・給与ソフトメーカの[ダウンロード]をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. **該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。**

画面の右上に［ダウンロード］画面が表示されます。

5. **［ファイルを開く］をクリックします。**

［ユーザーアカウント制御］画面が表示されます。

6. **［はい］ボタンをクリックします。**

［セットアップ］画面が表示されます。

7. **［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール先の指定］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［参照］ボタンをクリックします。

8. **インストール先のフォルダを指定し、［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール準備完了］画面が表示されます。

9. **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

10. **［セットアップウィザードの完了］画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」のインストールは完了です。

4.運用方法

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」は、「TACTiCS財務」のデータから中間ファイルを作成します。
データ取り込みの操作方法は、「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

1.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」で作成した中間ファイルを直接「グループ通算の達人［個社処理用］」に取り込みます。

2.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合

「TACTiCS財務」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「グループ通算の達人[個社処理用]」をインストールしているコンピュータで取り込みます。

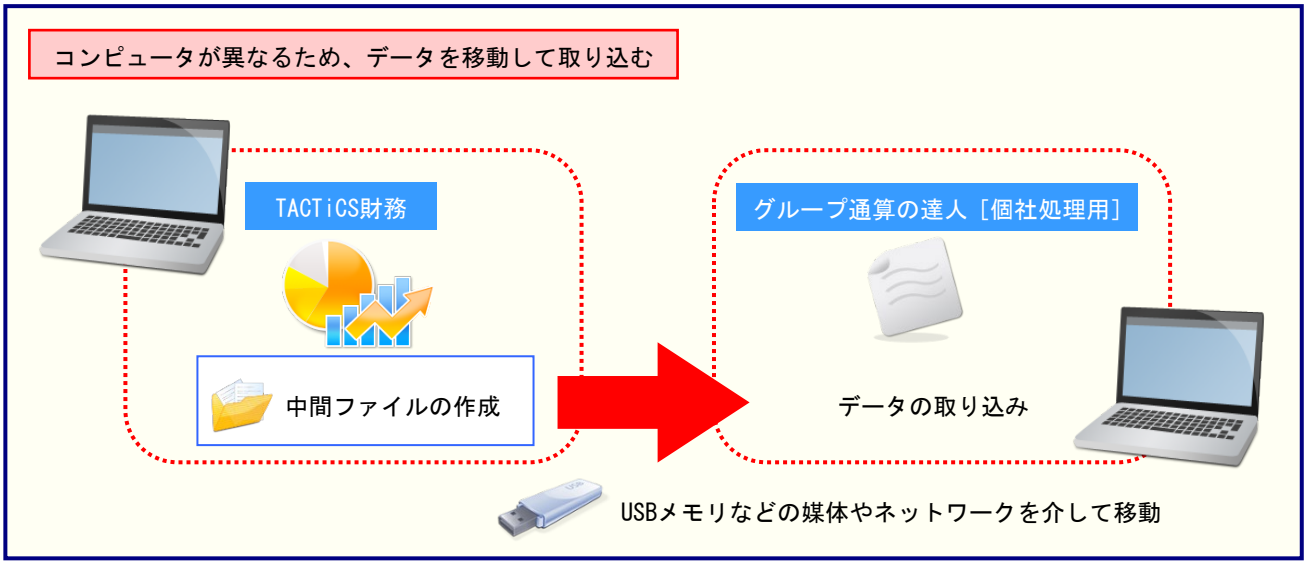

5.操作方法

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「６.連動対象項目」（P.26）を必ずお読みください。
操作手順は、「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人［個社処理用］」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

1.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「グループ通算の達人[個社処理用]」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。

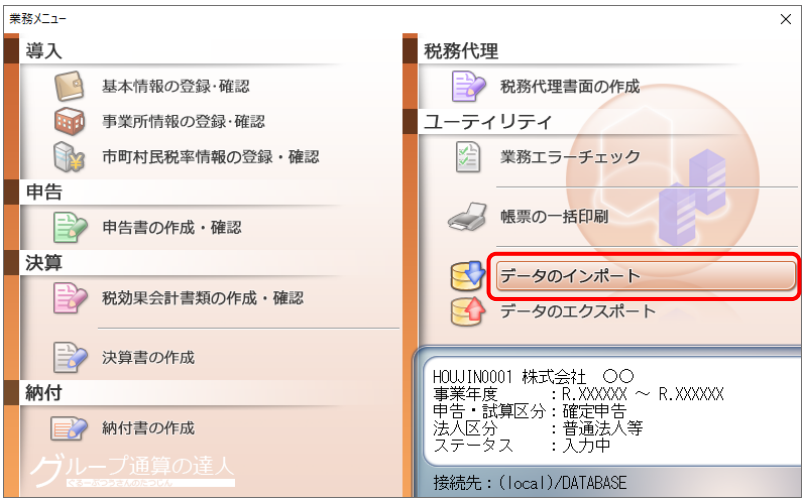

［データのインポート］画面が表示されます。

2. **［TACTiCS財務23からのインポート（減価償却）］をクリックして選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。**

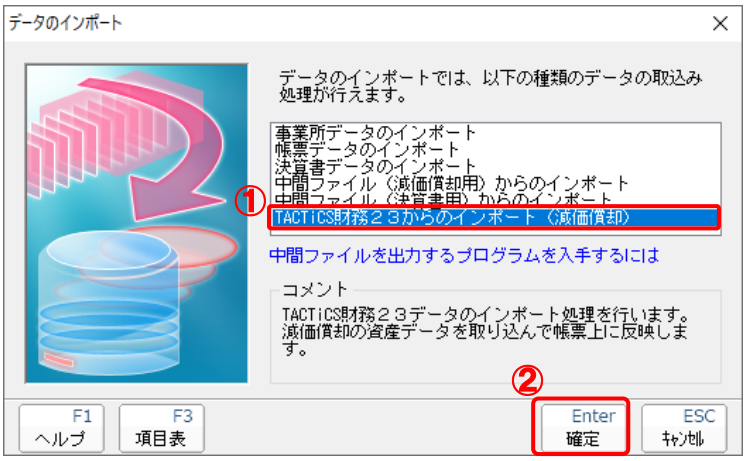

［ログイン］画面が表示されます。

3. **「TACTiCS財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し（①）、［OK］ボタンをクリックします（②）。**

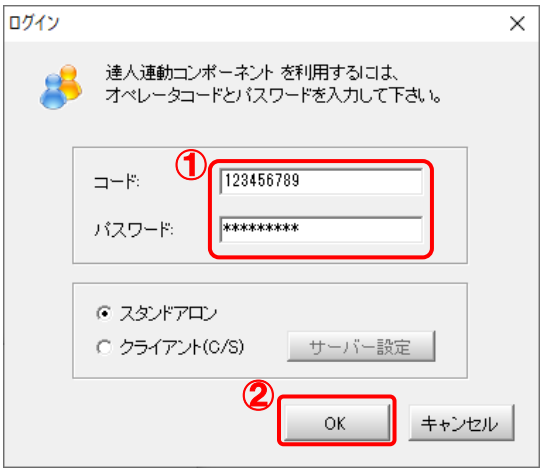

［グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）］画面が表示されます。

4. [次へ]ボタンをクリックします。

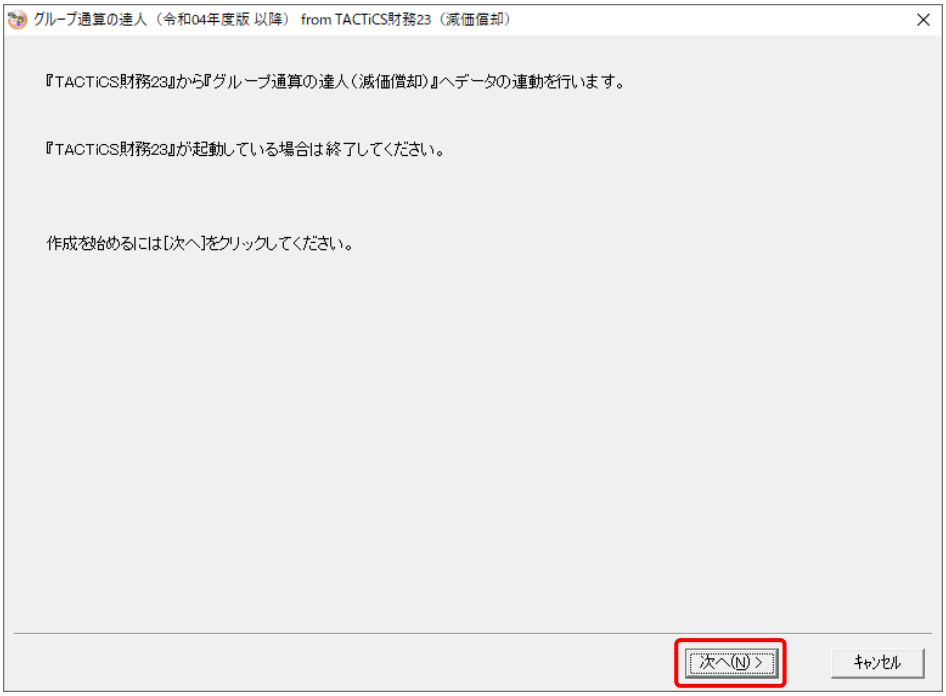

対象データの指定画面が表示されます。

5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。

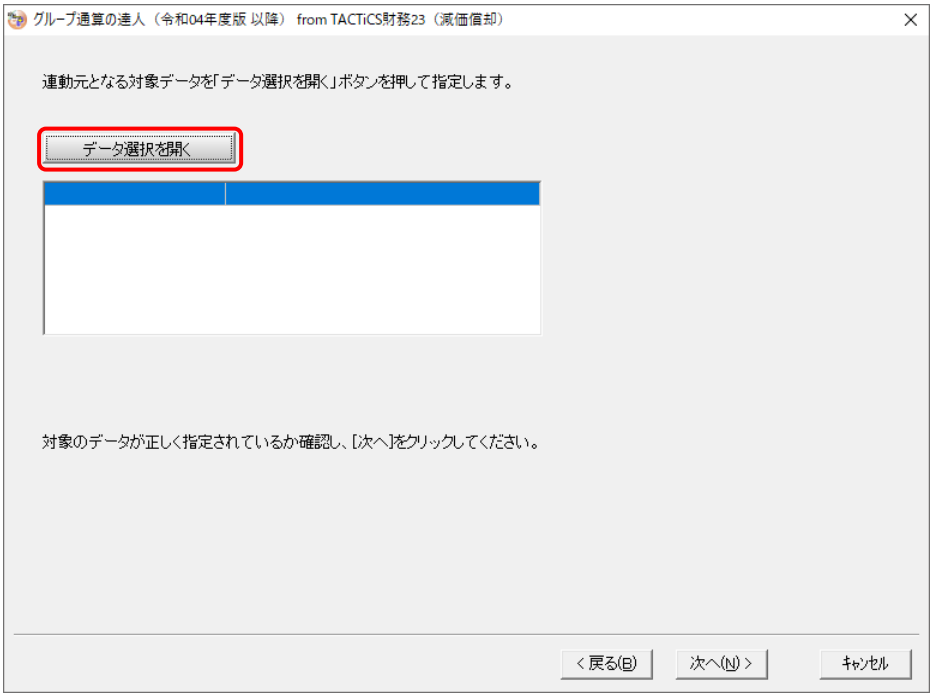

［データ選択］画面が表示されます。

6. 「グループ通算の達人[個社処理用]」に取り込む「TACTiCS財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。

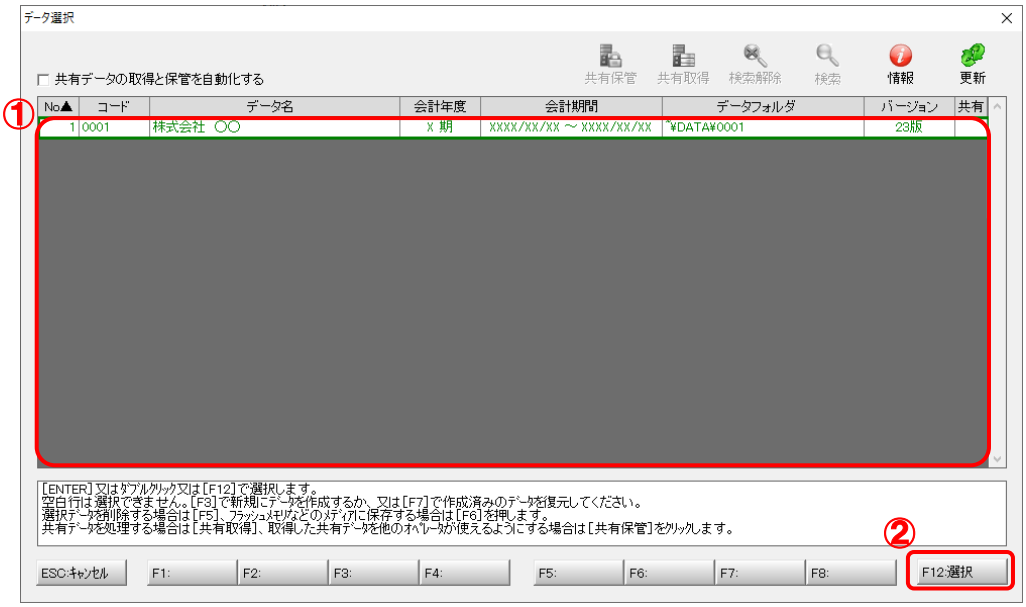

対象データの指定画面に戻ります。

7. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

確認画面が表示されます。

8. 内容を確認し（①）、［完了］ボタンをクリックします（②）。

終了画面が表示されます。

9. ［OK］ボタンをクリックします。

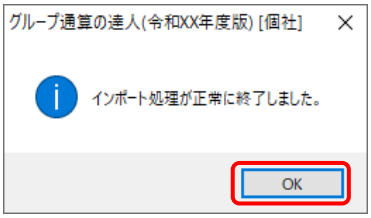

［業務メニュー］画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「グループ通算の達人［個社処理用］」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「TACTiCS財務」と「グループ通算の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]ー[グループ通算の達人(令和04年度版 以降)fromTACTiCS財務23(減価償却)]をクリックします。

［ログイン］画面が表示されます。

※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー［すべてのアプリ］をクリックして表示される［すべてのアプリ］画面で、［達人シリーズ］ー［グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)］をクリックします。

2. 「TACTiCS財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

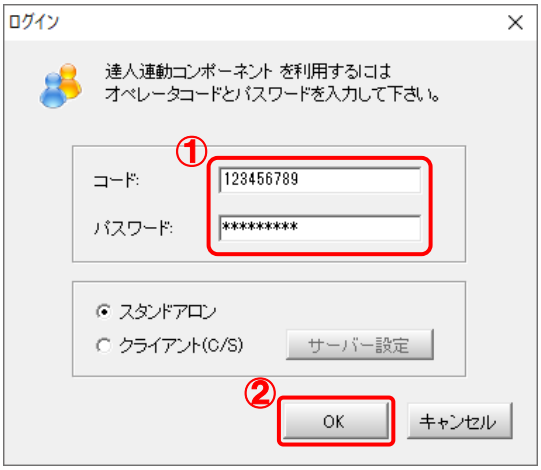

［グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)］画面が表示されます。

3. ［次へ］ボタンをクリックします。

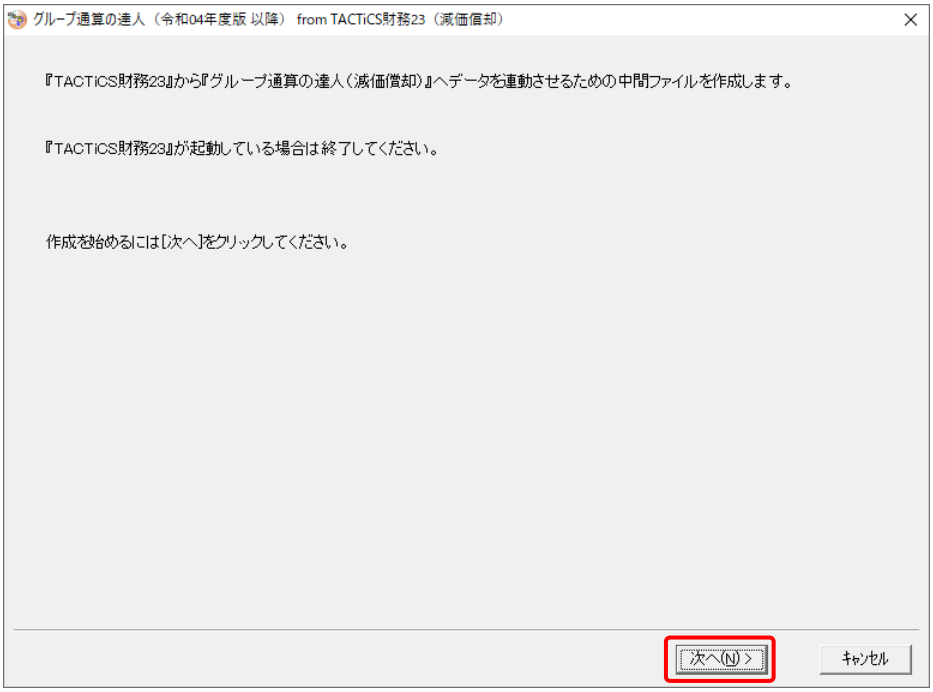

対象データの指定画面が表示されます。

4. ［データ選択を開く］ボタンをクリックします。

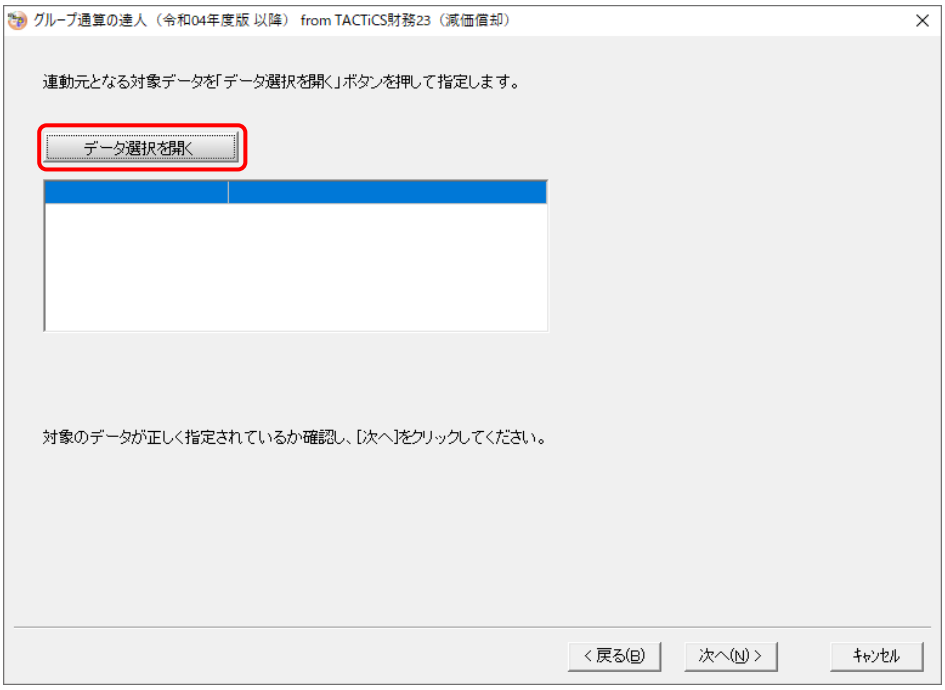

［データ選択］画面が表示されます。

5. 「グループ通算の達人[個社処理用]」に取り込む「TACTiCS財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12:選択]ボタンをクリックします(②)。

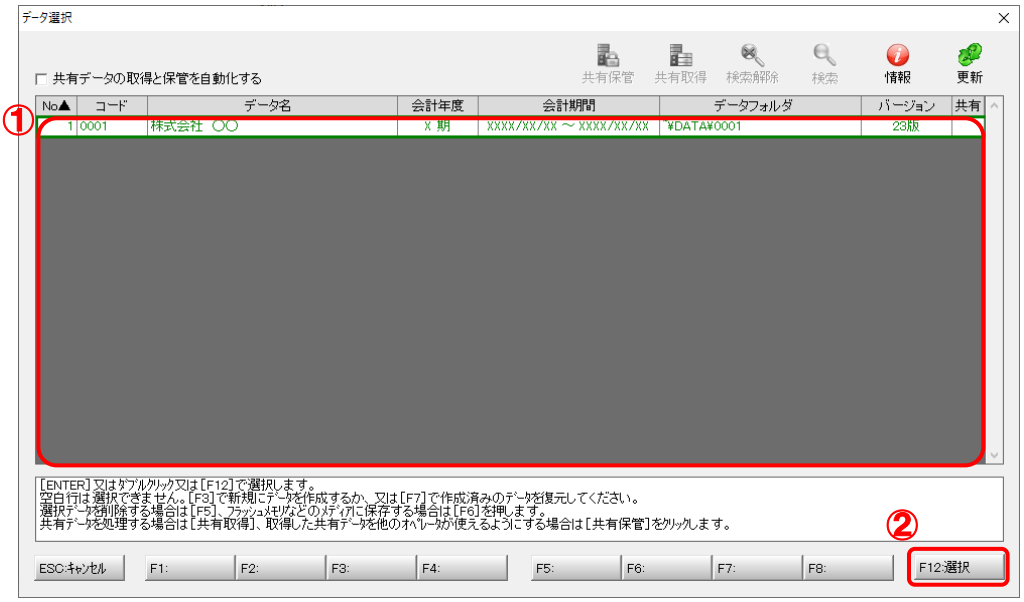

対象データの指定画面に戻ります。

6. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

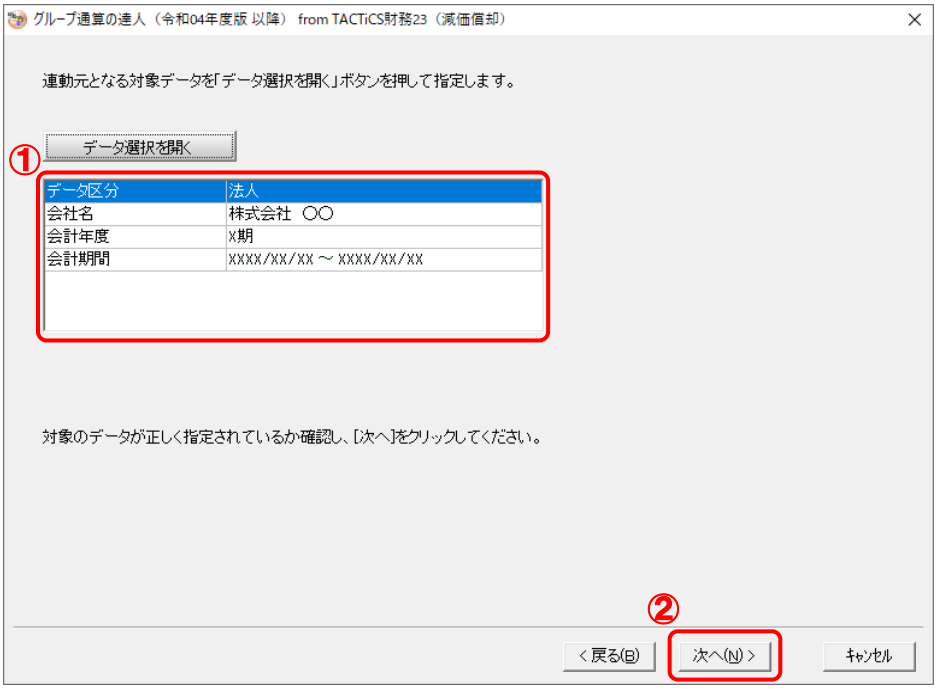

中間ファイルの指定画面が表示されます。

7. ［参照］ボタンをクリックします。

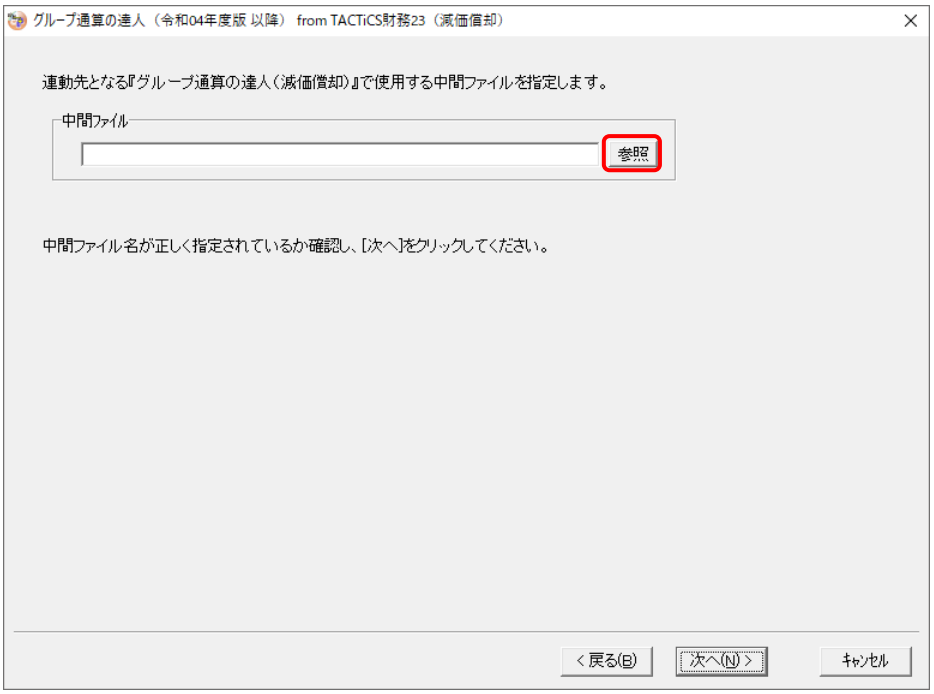

［中間ファイルの指定］画面が表示されます。

8. ［保存する場所］（①）と［ファイル名］を指定し（②）、［保存］ボタンをクリックします（③）。

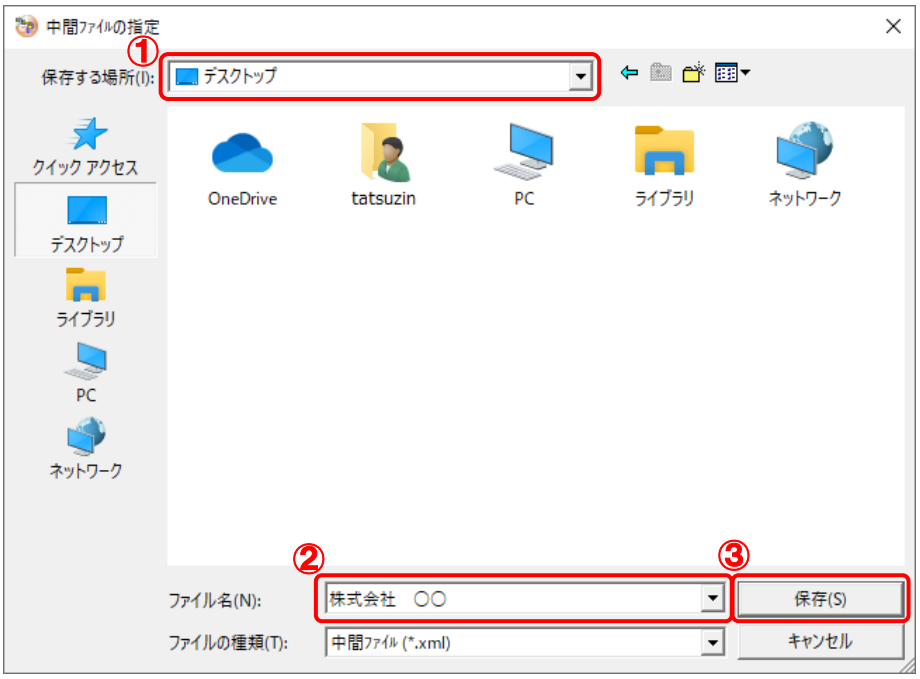

中間ファイルの指定画面に戻ります。

※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

9. ［中間ファイル］を確認し（①）、［次へ］ボタンをクリックします（②）。

確認画面が表示されます。

10. 内容を確認し（①）、［完了］ボタンをクリックします（②）。

終了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。

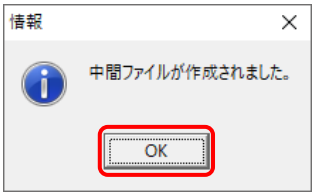

手順8で指定した［保存する場所］に、中間ファイルが作成されます。

12. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「グループ通算の達人[個社処理用]」をインストールしているコンピュータに移動します。

13. 「グループ通算の達人[個社処理用]」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。

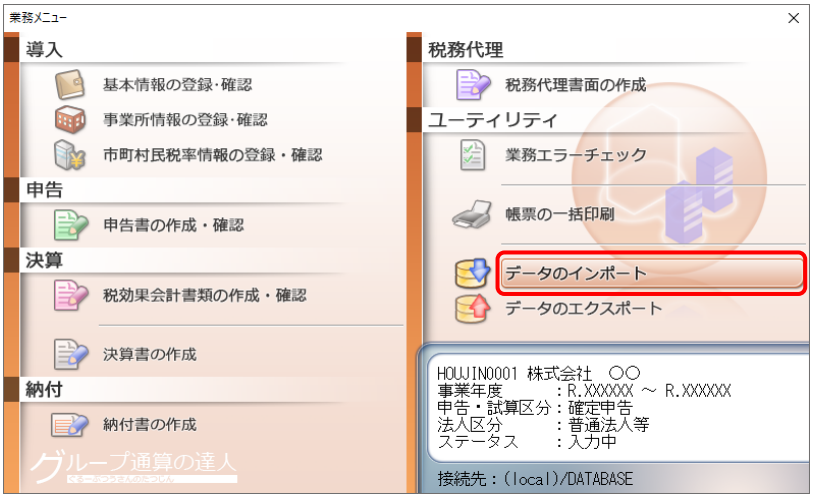

［データのインポート］画面が表示されます。

14. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

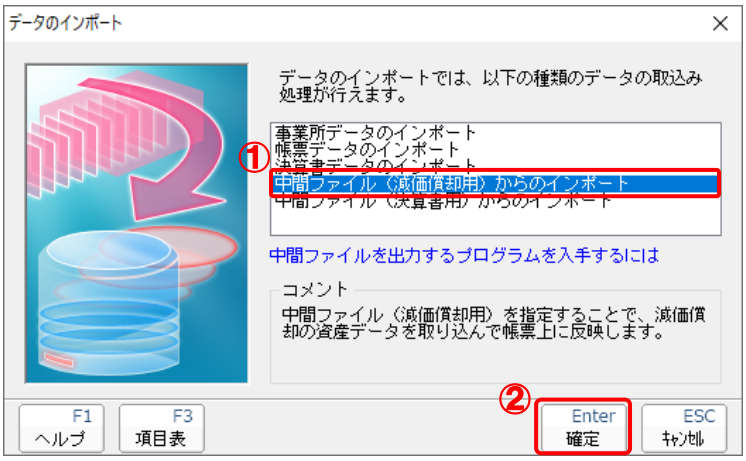

［データインポート］画面が表示されます。

15. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。

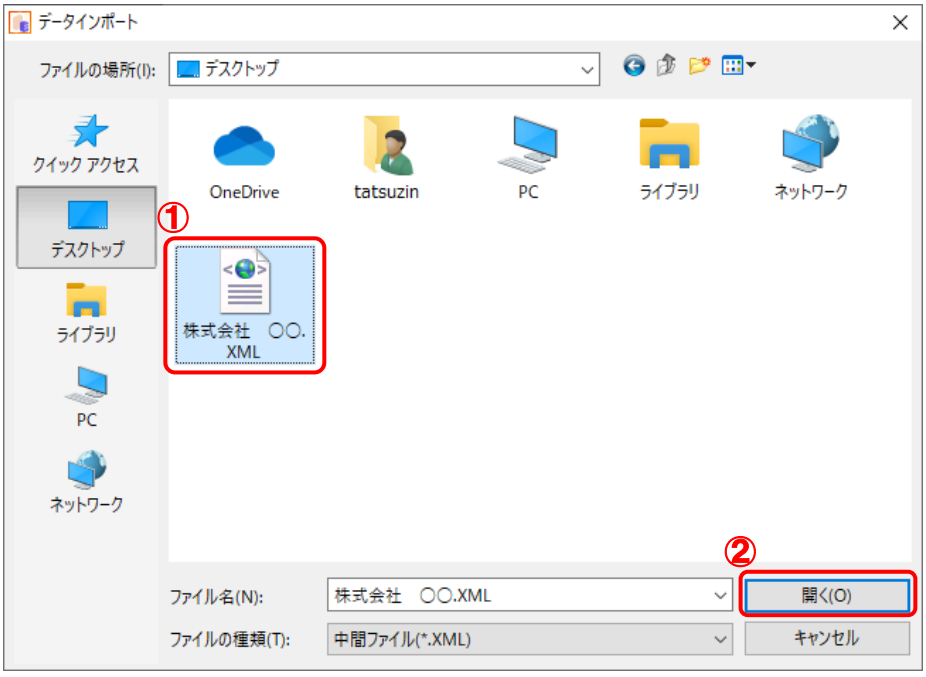

終了画面が表示されます。

16. [OK]ボタンをクリックします。

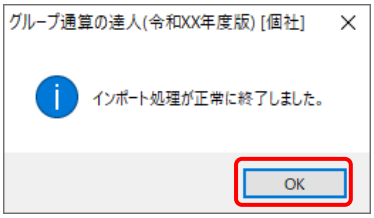

［業務メニュー］画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却）」では、「TACTiCS財務」の減価償却よりデータを取り込みます。

「TACTiCS財務」から連動するデータ（連動元）

「TACTiCS財務」からはメニュー［決算処理］－［減価償却］のデータが連動します。

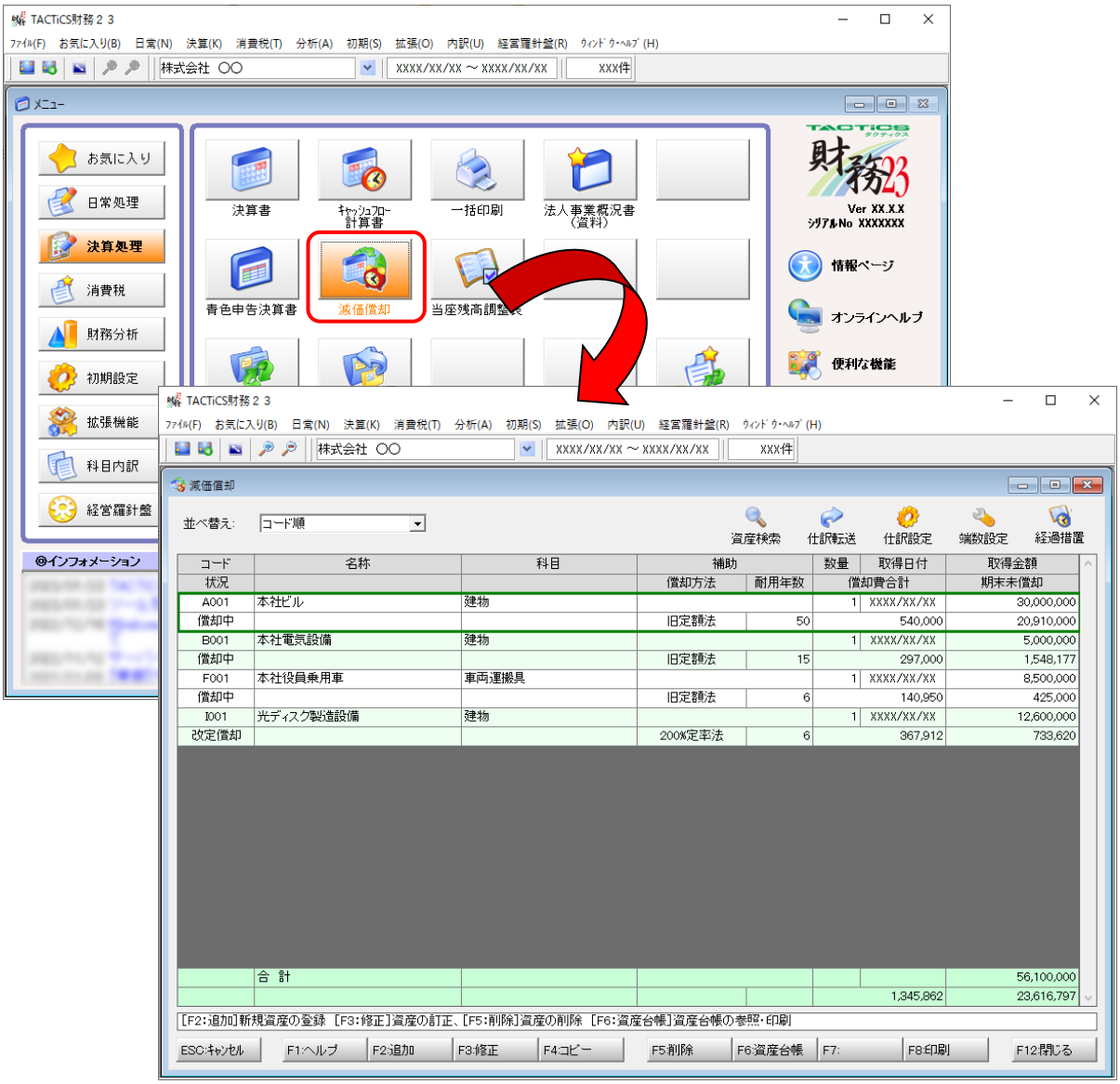

「グループ通算の達人[個社処理用]」に連動するデータ(連動先)

「グループ通算の達人［個社処理用］」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の太枠部分が連動対象項目です。

別表十六
別表十六（一）
別表十六（二）
別表十六（四）
別表十六（六）
別表十六（七）
別表十六（八）

別表十六(一)

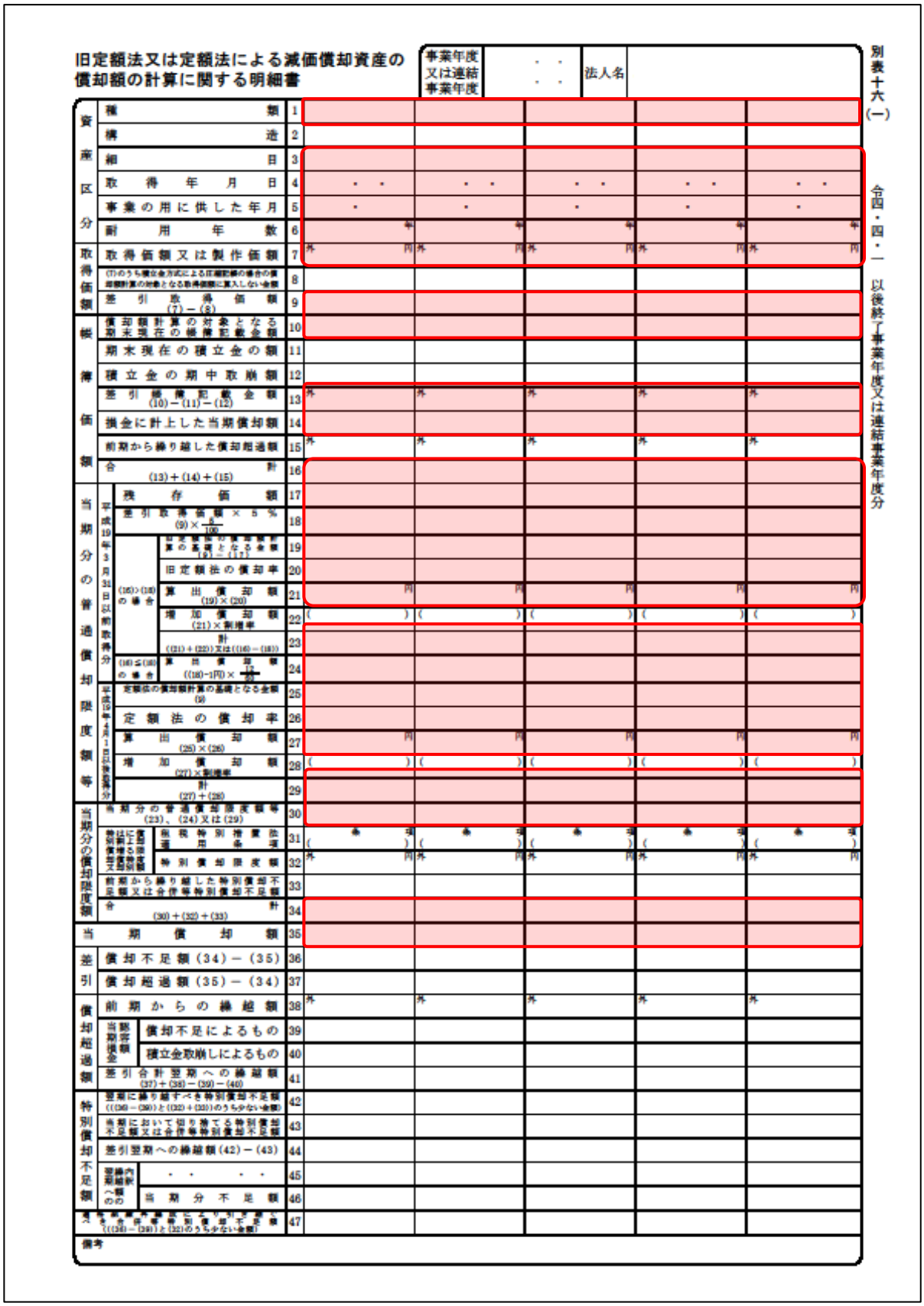

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ・ ・ ・ ・ 法人名

別表十六(一) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5	・	・	・	・	・
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外	外	外	外	外
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 (16)＞(18)の場合 残存価額	17					
	差引取得価額×5% (9)×5/100	18					
	償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
	旧定額法の償却率	20					
	算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
	計 ((21)＋(22))又は((16)－(18))	23					
	(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((16)-1円)×10/60	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円
	増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )
	計 (27)＋(28)	29					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
	特別償却又は割増償却に係る償却限度額又は償却割増額	31	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )
	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
当期償却額		35					
差引償却不足額	(34)－(35)	36					
償却超過額	(35)－(34)	37					
	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
	当期認容額 償却不足によるもの	39					
	当期認容額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額(42)－(43)	44					
	翌期繰越額のうち内訳 ・ ・ ・ ・	45					
	翌期繰越額のうち内訳 当期分不足額	46					
再生可能エネルギー発電設備等に係る特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 ((34)－(39))と(32)のうち少ない金額		47					
備考							

別表十六(二)

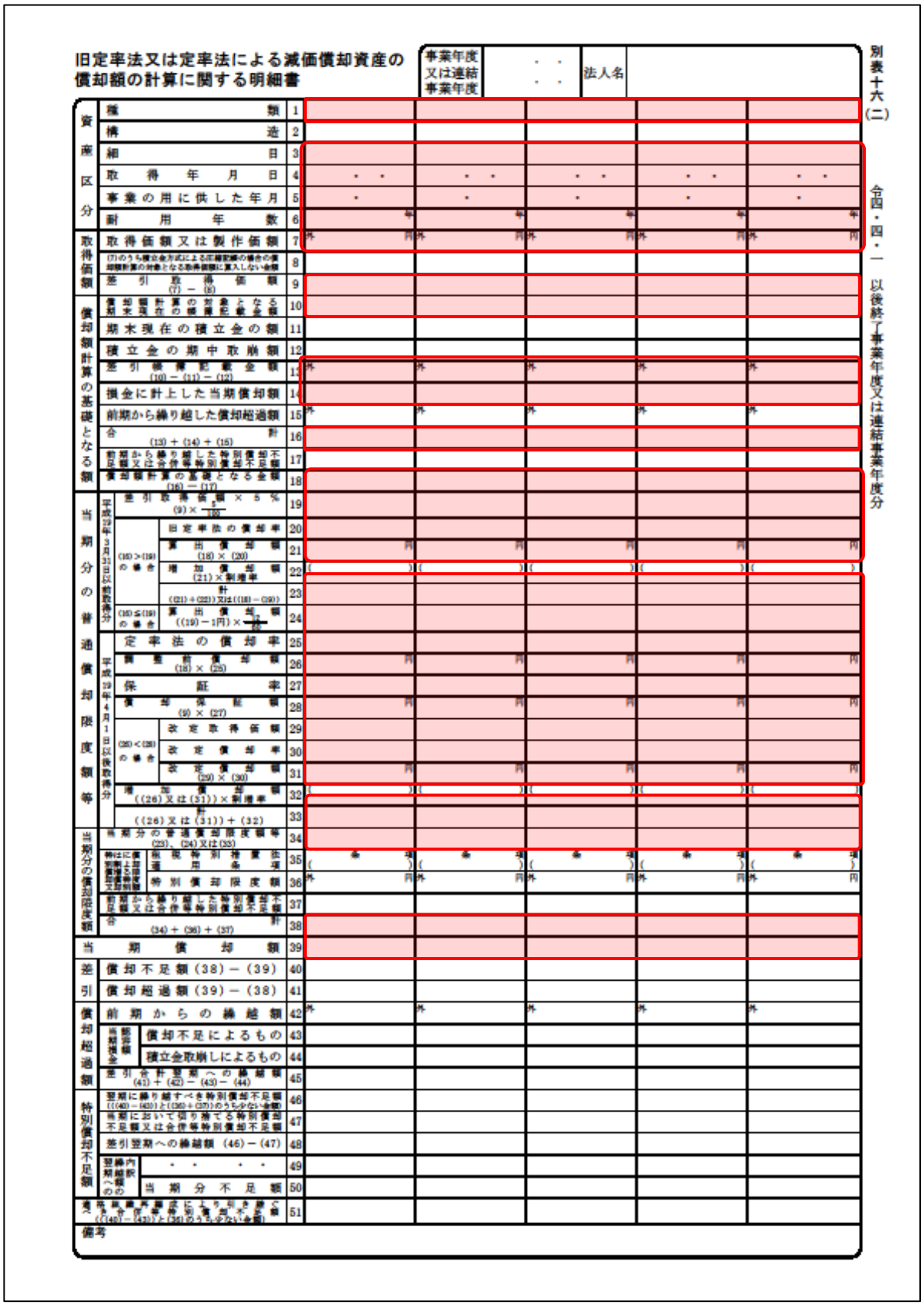

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ・・ 法人名

別表十六(二) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・・	・・	・・	・・	・・
	事業の用に供した年月	5	・	・	・	・	・
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外	外	外	外	外
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 差引取得価額×5％ (9)×5/100	19					
	(18)＞(19)の場合 旧定率法の償却率	20					
	算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
	増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
	計 ((21)＋(22))又は((18)－(19))	23					
	(18)≦(19)の場合 算出償却額 ((19)－1円)×9/10	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定率法の償却率	25					
	調整前償却額 (18)×(25)	26	円	円	円	円	円
	保証率	27					
	償却保証額 (9)×(27)	28	円	円	円	円	円
	(28)＜(26)の場合 改定取得価額	29					
	改定償却率	30					
	改定償却額 (29)×(30)	31	円	円	円	円	円
	増加償却額 ((26)又は(31))×割増率	32	( )	( )	( )	( )	( )
	計 ((26)又は(31))＋(32)	33					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	特別償却又は割増償却できる金額又は特別償却準備金取崩し額	35	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )
	特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)	38					
当期償却額		39					
差引償却不足額	(38)－(39)	40					
差引償却超過額	(39)－(38)	41					
償却超過額	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外
	当期減少額 償却不足によるもの	43					
	当期減少額 積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	45					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((40)－(42))と((36)＋(37))のうち少ない金額	46					
	翌期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)	48					
	翌期繰越額の内訳 ・・ ・・	49					
	翌期繰越額の内訳 当期分不足額	50					
適用事業年度において引き続き損金の額に算入される特別償却不足額 ((40)－(42))と(36)のうち少ない金額		51					
備考							

別表十六(四)

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ・・ ・・ 法人名

別表十六(四) 令四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

区分								
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	契約年月日	4	・・	・・	・・	・・	・・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5	・	・	・	・	・	
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法 取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7						
	差引取得価額 (6)－(7)	8						
	見積残存価額	9						
	償却額計算の基礎となる金額 (8)－(9)	10						
	旧リース期間定額法 旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	
	取得価額又は製作価額	12	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	
	(12)のうち(11)の事業年度前に償金の額に算入された金額	13						
	差引取得価額 (12)－(13)	14						
	残価保証額	15						
	償却額計算の基礎となる金額 (14)－(15)	16						
	リース期間定額法 取得価額	17	外	外	外	外	外	
	残価保証額	18						
	償却額計算の基礎となる金額 (17)－(18)	19						
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20						
	期末現在の積立金の額	21						
	積立金の期中取崩額	22						
	差引帳簿記載金額 (20)－(21)－(22)	23	外	外	外	外	外	
リース期間又は改定リース期間の月数		24	( )月	( )月	( )月	( )月	( )月	
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数		25						
当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19)) × (25)/(24)		26	円	円	円	円	円	
当期償却額		27						
差引	償却不足額 (26)－(27)	28						
	償却超過額 (27)－(26)	29						
償却超過額	前期からの繰越額	30	外	外	外	外	外	
	当期認容損金額 償却不足によるもの	31						
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	32						
	差引合計翌期への繰越額 (29)＋(30)－(31)－(32)	33						

備考

別表十六(六)

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十六(六) 令四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

Ⅰ 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類		1					
支出した年月		2	・	・	・	・	・
支出した金額		3	円	円	円	円	円
償却期間の月数		4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数		5					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (3)×(5)/(4)	6	円	円	円	円	円
	租税特別措置法適用条項	7	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )	条 項 ( )
	特別償却限度額	8	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
	合計 (6)+(8)+(9)	10					
当期償却額		11					
差引	償却不足額 (10)−(11)	12					
	償却超過額 (11)−(10)	13					
償却超過額	前期からの繰越額	14					
	同上のうち当期損金認容額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15					
	差引合計翌期への繰越額 (13)+(14)−(15)	16					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((12)と((8)+(9))のうち少ない金額)	17					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
	差引翌期への繰越額 (17)−(18)	19					
	翌期への繰越額の内訳 ・ ・	20					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	21					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((12)と(8)のうち少ない金額)		22					

Ⅱ 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					

別表十六(七)

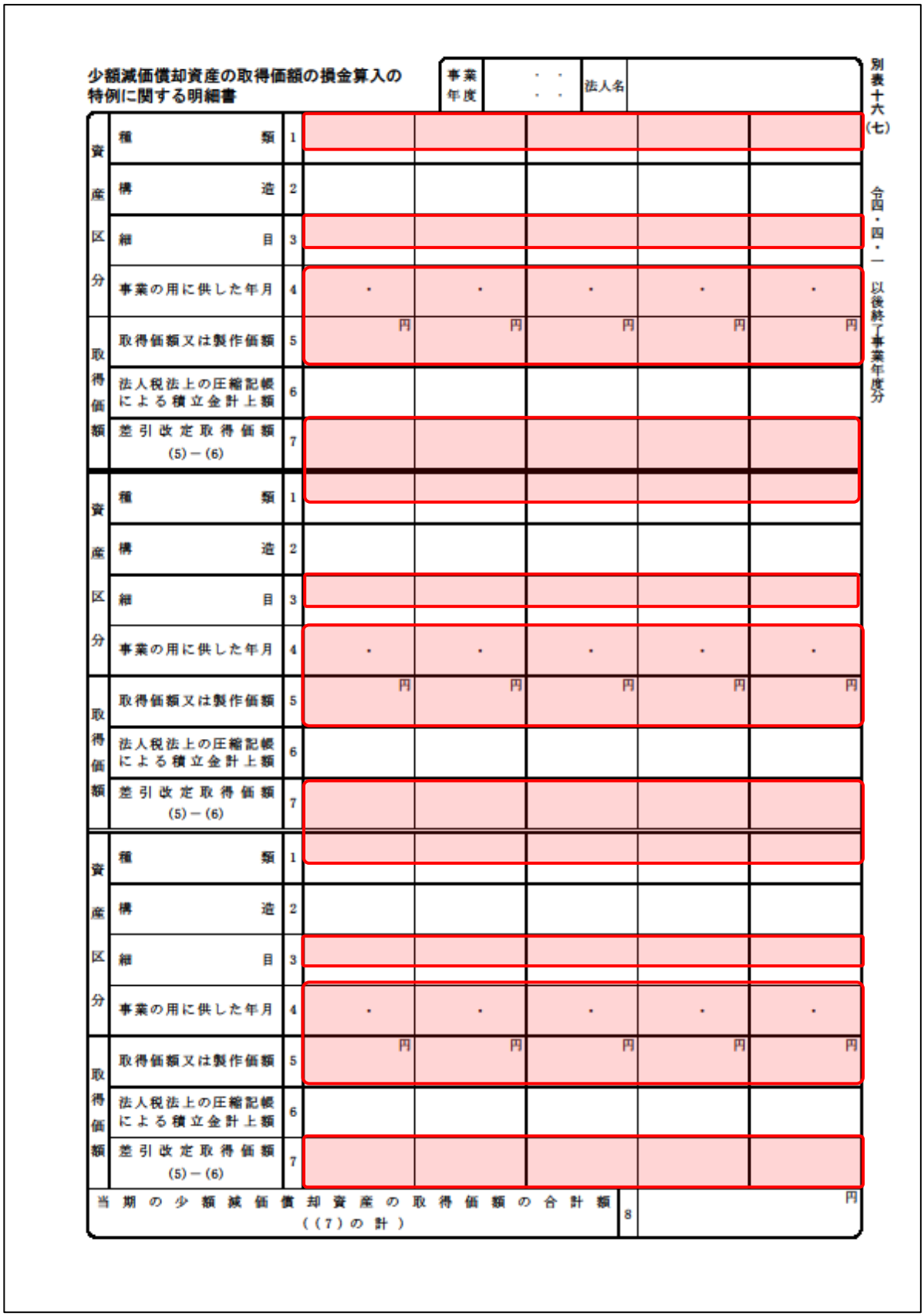

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 ・・ ・・ 法人名

別表十六(七) 令四・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8					円

別表十六(八)

別表十六(八)

令四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・・ ・・	法人名	

事業の用に供した事業年度又は連結事業年度	1	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 (2)×(3)/36	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5						
差引 損金算入不足額 (4)－(5)	6						
差引 損金算入限度超過額 (5)－(4)	7						
損金算入限度超過額 前期からの繰越額	8						
損金算入限度超過額 同上のうち当期損金認容額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9						
損金算入限度超過額 翌期への繰越額 (7)＋(8)－(9)	10						

7.アンインストール方法

「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。

> **注意**
>
> アンインストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します)。

1. **Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]ー[コントロールパネル]をクリックします。**

［コントロールパネル］画面が表示されます。

※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー［すべてのアプリ］をクリックして表示される［すべてのアプリ］画面で、［Windowsツール］ー［コントロールパネル］をクリックします。

2. **[プログラムのアンインストール]をクリックします。**

［プログラムのアンインストールまたは変更］画面が表示されます。

※ ［コントロールパネル］画面をアイコン表示にしている場合は、［プログラムと機能］をクリックします。

3. **[グループ通算の達人(令和04年度版 以降)fromTACTiCS財務23(減価償却)]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**

確認画面が表示されます。

4. **[はい]ボタンをクリックします。**

終了画面が表示されます。

5. **[OK]ボタンをクリックします。**

以上で、「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」のソフトウエア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は全国税理士データ通信協同組合連合会に帰属するものとします。
- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び全国税理士データ通信協同組合連合会は一切の賠償の責任を負いません。
- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「グループ通算の達人（令和04年度版 以降）fromTACTiCS財務２３（減価償却)」のソフトウエア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

グループ通算の達人（令和04年度版　以降）
fromTACTiCS財務23（減価償却）運用ガイド

2023年3月11日初版